

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則 三三
- 国定公園の公園事業を決定した件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 三七
- 随意契約の相手方を決定した件 三三
- 争議行為を行う旨通知があった件 三三

規 則

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十九号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則（平成二十九年福島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ついでに」の下に、「福島県内に在住する者又は福島県内に就学若しくは就労する者のうち」を加え、「三十五歳未満の者」を「三十五歳未満のもの」に改め、同条の表検定の区分の項中「検定」を「検定等」に改め、同表四の項を同表五の項とし、同表三の項を同表四の項とし、同表二の項を同表三の項とし、同表一の項中「実技試験」の下に「（二十五歳未満の者が受検する場合に限る。）」を加え、同項の次に次のよう

に加える。

二 条例別表二の表に規定する二級又は三級の実技試験（二十五歳以上三十五歳未満の者が受検する場合に限る。）
一職種につき
六千円

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第百八十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定に基づき、次に掲げる国定公園の公園事業を決定した。

決定した公園事業の位置又は区間を表示した図面は、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課、福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課及び福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課において縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

国定公園名	決定した公園事業	位置又は区間
越後三山只見	会津柳津広場	河沼郡柳津町（会津柳津）
国定公園	柳津駐車場	河沼郡柳津町（柳津）
	只見川線道路（車道）	起点 河沼郡柳津町（細八・国定公園境界） 終点 大沼郡三島町（松原・国定公園境界）
		起点 同町（川井・国定公園境界） 終点 同町（大登・車道合流点）
		起点 同町（上ノ原・国定公園境界） 終点 大沼郡金山町（滝沢（滝バイパス北出入口） □）・国定公園境界）
		起点 同町（滝沢（滝バイパス南出入口） 定公園境界）
		終点 南会津郡只見町（六十里越（県境） 起点 南会津郡只見町（木ノ根山・国定公園境界）
		終点 同町（叶津・車道合流点） （自然保護課）

福島県告示第百八十二号

八十里越線道路（車道）	位置又は区間
	起点 同町（叶津・車道合流点） （自然保護課）

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市田人町石住字才鉢八二番 二地先から 同 市田人町石住字神山五七番 一地先まで	令和四年三月二四日

（道路計画課）

福島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町二本松線	南相馬市原町区大木戸字八方内一 二一番三地先から 同 市原町区大木戸字北西原一 四番二地先まで	令和四年三月二二日

（道路計画課）

福島県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和四年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 （変更前） 喜多方都市計画下水道事業（喜多方市公共下水道）

塩川都市計画下水道事業（喜多方市公共下水道）
 （変更後） 喜多方都市計画下水道事業（喜多方市公共下水道（喜多方処理区））
 昭和六十三年七月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

（区）

三 事業認可の年月日 昭和六十三年七月十二日

四 事業施行期間 （変更前） 昭和六十三年七月十二日から平成二十四年三月三十一日まで
 （変更後） 昭和六十三年七月十二日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十九年福島県告示第百三十号）の事業地に喜多方市清水台三丁目、清水が丘一丁目、清水が丘二丁目、清水が丘三丁目、押切東一丁目及び押切東二丁目の各一部の区域を加える。
 同事業地に都市計画事業計画の変更を認可した件（平成二十九年福島県告示第百三十一号）の全ての区域を加える。

使用の部分 なし

（下水道課）

使用の部分 なし

福島県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和四年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 塙町

二 都市計画事業の種類及び名称 塙都市計画下水道事業（塙町特定環境保全公共下水道）
 平成十年六月二十三日

三 事業認可の年月日 平成十年六月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで
 （変更後） 平成十年六月二十三日から令和八年三月三十一日まで
 （平成二十四年四月一日から令和四年三月三十一日まで）
 の期間を除く。）

四 事業施行期間 （変更前） 平成十年六月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで
 （変更後） 平成十年六月二十三日から令和八年三月三十一日まで
 （平成二十四年四月一日から令和四年三月三十一日まで）
 の期間を除く。）

五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

（下水道課）

公 告

公告第67号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（共済組合法改正関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年3月22日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（共済組合法改正関係） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年2月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
168,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（職員業務課）

公告第六十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、国鉄福島動力車労働組合執行委員長橋本光一からJR東日本郡山総合車両センター保全科の体制強化等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和四年三月二日付で通知があった。

令和四年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和四年三月二十三日十二時から終業時（十七時）まで
- 二 場所 JR東日本郡山総合車両センター内
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を行う。

（雇用労政課）